

『とても大切な年金』

のお話し

子どもさん、お孫さんなど
ご家族の方にもぜひお伝えください。

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

日本人の平均寿命は、男性79・64歳、女性86・39歳（平成22年）です。

もしも、公的年金がなかったら、この長い老後の生活はどうなってしまうのでしょうか。

老後に備えて貯蓄をしておくなど、個人の自助努力で対応していくしかありません。個人の自助努力で老後に備えるのは大切なことですが、物価や資産価値の変動を予測することや、何歳まで生きられるかは分かりません。老後生活の設計を行うことにも限界があります。

このような状況から、この年金制度は長い老後の生活を安心できるものとするために、必要とされている制度です。

◎子どもたちの生活も保障

年金は、高齢者になったときに初めてかわりがあるように考えられがち

ですが、若いときから意外とかかわりが深いものです。

例えば、一家の担い手が亡くなられたときには、遺族年金を受給できます。

また、公的年金制度に加入するのは、就職または20歳になってからですが、公的年金制度に加入する前に発生した病気やケガなどで障害の状態になったときには、20歳以後、障害年金を受給することができます。

このように、世代間扶養の仕組みに基づいた公的年金制度は、大人だけでなく、制度に加入する前の子どもたちの生活も保障しています。

年金に関するお問い合わせ

三次年金事務所

☎0824-62-3107

保健医療課国保年金係

☎0824-73-1158

◎国民年金のメリット

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

「年金なんてまだまだ先のこと」と思っていないですか？国民年金には次のようにさまざまなメリットがあります。

メリット1

どの世代も、平均寿命まで年金をもらうと「払い損」になりません

厚生労働省の試算では、例えば昭和60年生まれ（平成17年に20歳の方でも、納めた保険料の1・7倍以上の給付が受けられる計算となります。（※保険料を20歳から60歳まで40年間納付し、65歳から平均寿命まで年金を受給するものと仮定。）

国民年金の老齢基礎年金は、2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が税金で賄われているため、支払った保険料を上回る給付を受けられることができる計算です。

メリット2

老後を支える終身保障

国民年金は、生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障であり、老後の生活をサポートします。

メリット3

ケガや病気、万が一のときにもサポートします

国民年金は、老後の保障だけでなく、加入者がケガや病気により障害が残ったときは「障害基礎年金」、亡くなったときには、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

メリット4

納めた保険料は社会保険料控除の対象

納めた保険料は、確定申告の際に全額が「社会保険料控除」として認められています。

メリット5

国民年金は経済の変動にも負けません

賃金や物価の変動に合わせて、年金を支える力と給付のバランスをとる仕組みにより年金額が改定されるため、年金に加入（20歳）してから年金を受給（65歳）するまでの間、経済・社会が大きく変動したとしても、年金の価値が保障されます。